

寄附つき商品で 地域に貢献しませんか？

「寄附つき商品事業」は、企業等が“寄附つき商品”を販売し、売上の一部を船橋市社会福祉協議会にご寄附いただくことで、船橋市の地域福祉活動に参加できる仕組みです。

自社の商品やサービスを活用して、船橋市の地域福祉に貢献しませんか？

購入者



毎日の生活で負担なく、寄附・地域貢献をすることができます。

企業等



寄附つき商品を通じた地域貢献ができ、企業のイメージアップにつながります

船橋市社協



ご寄附は、船橋市内の様々な地域福祉活動に活用させていただきます

ご協力いただいた企業等は

- ・ 当会ホームページ・広報紙「ふなばし福祉」にて企業名を掲載します（広報紙は年2回、各号約20万部発行しています）
- ・ 当会発行の領収書で、寄附金を全額損金算入することができます

ご協力の流れは裏面をご覧ください →



社会福祉法人
船橋市社会福祉協議会

〒273-0005 船橋市本町2-7-8 船橋市福祉ビル3階



047-431-2653



funabashi-syakyo@jcom.zaq.ne.jp

「寄附つき商品事業」の流れ

ホームページはこちら



1

寄附の内容を検討

.....
対象とする商品やサービス、寄附の内容をご検討ください。

例) 商品の売上の●%を寄附
サービス提供 1 件につき●円を寄附
契約 1 件につき●円を寄附

2

お申込み

.....
電話、メール等で船橋市社会福祉協議会へご連絡ください。事業の詳細についてご説明させていただきます。

☎ 047-431-2653

✉ funabashi-syakyo@jcom.zaq.ne.jp

3

覚書の締結

.....
船橋市社会福祉協議会と「寄附つき商品事業」に関する覚書を締結します。



4

寄附の開始

.....
寄附つき商品の販売やサービス提供をしていただき、売上の一部を寄附金としてお振込みください。

例) 毎月の振込み、年 1 回の振込み

いただいたご寄附は、船橋市社会福祉協議会が行う
様々な地域福祉活動に活用させていただきます。



福祉教育



ミニデイサービス



子育てサロン

